

## **[事案 30-314] 障害給付金支払請求**

・令和元年7月8日 裁定終了

### **<事案の概要>**

転換時、障害特約の支払理由に関する募集人の説明に問題があったこと等を理由に、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

糖尿病により大腿部を切断したため、平成10年5月に契約した終身保険を平成14年3月に転換した終身移行保険の障害特約にもとづき給付金を請求しようとしたところ、「1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの」という支払理由には該当しないなどとされた。しかし、転換時、説明された設計書により、「1 上肢または1 下肢機能の永久喪失」と認識しており、募集人の契約時の説明に問題があるため、障害給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 障害給付金の支払理由は「1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの」であり、1 下肢の切断のみではこれに該当しない。仮に申立人が支払理由を誤解していたとしても、契約は約款に定める内容で成立している。
- (2) 設計書は、内容を読めば保険料払込免除特約の免除理由の説明であることは明らかであり、障害特約の支払理由についての説明と誤解するとは考えにくい。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の状態は障害特約の支払理由に該当するとは認められず、募集人が障害特約の支払理由について誤った説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。